

生ごみ処理機器購入費補助金制度について

市では、家庭での生ごみを自家処理することでごみの減量化を推進するため、電気式生ごみ処理機および生ごみ処理容器（コンポスト）を購入する世帯に購入費の一部を補助しています。

補助の要件

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している人
- (2) 処理機・容器を適切に使用し、かつ、適切に維持管理できること
- (3) 堆肥化された生ごみを自ら適切に処理することができること
- (4) 南島原市を所在地とする販売店から購入すること
- (5) 電気式の買い替えの場合、合併前の旧町において補助金の交付を受けたものについては5年以上経過していること

補助金額

- ・電気式
購入額の2分の1(100円未満切捨て)
限度額 30,000円/機
1世帯1機限り
- ・コンポスト
購入額の2分の1(100円未満切捨て)
限度額 5,000円/個
1世帯2個まで

※予算の範囲内で補助金の交付決定を行いますので、予算額に達した場合は申請を締め切ります。

申請方法等

処理機・容器を購入前に補助金交付申請書を各総合支所・住民センターの市民窓口へ提出してください。
※申請書等は各総合支所・住民センターの市民窓口にあります。
※すでに購入しているもの、補助金交付決定通知書を受け取る前に購入したものに對する補助はできません。

お問い合わせ 各総合支所・住民センターの市民窓口または 市民生活部環境課 TEL050-3381-5041

市営住宅入居者募集のお知らせ

市営住宅下記団地(7戸)が空室となりましたので入居者を募集します。

募集期間

平成18年11月1日(水)～14日(火)

団地名	募集戸数
加津佐女島団地	1戸
口之津白浜団地	3戸
南有馬砂原団地	1戸
有家蒲河団地	1戸
深江あぜつ第1団地	1戸

※前回募集で応募がなかった団地について、上記の団地に追加募集する場合がありますので窓口にてご確認ください。
※深江あぜつ第1団地は特定公共賃貸住宅です。

必要なもの

- 市営住宅申込書
- 住民票(世帯全員分)
- 事実を証明する書類(納税証明書など)
- 所得証明書など収入状況を証明する書類(世帯全員分)

入居者の資格要件を満たした申込者の数が募集戸数を超える場合は、公開抽選を行います。

●抽選日：平成18年11月21日(火) 午後2時 北有馬総合支所2階 会議室

※募集団地を見学したい人は、事前に各総合支所・住民センター建設課までご連絡ください。

お問い合わせ 各総合支所・住民センター建設課または建設部管理課 TEL050-3381-5066

ご注意ください! 年末調整 確定申告 には社会保険料控除証明書が必要です

社会保険料控除に証明書が必要です

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が社会保険庁から毎年11月初旬に送付されます。

証明内容

①本年1月から10月2日までに納付された国民年金保険料額

②年内に納付が見込まれる場合の納付見込額

納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

年の途中から国民年金に加入した場合や、10月3日以降に本年初めて保険料を納付する人については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。(平成18年中に国民年金の保険料を納付した人全員に、この証明書が送付されます。)

年末調整や確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収証書を添付してください。

ご家族の保険料も納めている人は

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した人の所得税等の控除対象となります。

このような場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。このとき、ご家族分の証明書も申告する人の申告書に添付等する必要があります。

※ご不明の点は、社会保険庁から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されているお問い合わせ先までお願いします。

(参考)社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

お問い合わせ 市民生活部市民課保険年金班 TEL050-3381-5040

あなたも市民農園で野菜や花を栽培してみませんか

エコパーク論所原では、農業者以外の方が野菜や花などを栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的として、市民農園の貸し付けを行っています。

この機会にみなさんも農園チャレンジをしてみませんか。

募集期間	平成18年11月1日～平成18年11月30日
対象者	市内に住所を有する個人及び市内に所在する団体(農業者、農業団体を除く)
申し込み方法	特定農地(市民農園)借り受け申込書に記載(北有馬総合支所経済課に設置)
対象区画	全8区画(1区画あたり約30㎡)
期間	1年(ただし、5年を超えない期間において貸付期間を更新することができる。)
使用料金	5,000円/年

*禁止事項

- (1) 建物及び工作物等を設置すること
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること
- (3) 永年性や多年生作物を栽培すること
- (4) みだりに区画の形状を変えること
- (5) 市民農園を転貸すること

※応募者多数の場合は抽選により決定します

お問い合わせ 北有馬総合支所経済課 TEL050-3381-5162